# 令和７年第１３回住田町議会定例会会議録

**議　事　日　程（第３号）**

令和７年１２月５日（金）午前１０時開議

日程第　１　報告第１号
住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について
日程第　２　議案第１号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　３　議案第２号
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第３号
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第４号
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第５号
令和７年度住田町一般会計補正予算（第５号）
日程第　７　議案第６号
令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案第７号
令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　９　議案第８号
令和７年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１０　議案第９号
令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第１０号
財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第１２　議案第１１号
住田町営住宅及び特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を

求めることについて

日程第１３　議案第１２号

岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第１４　議案第１３号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１５　議員派遣の件

日程第１６　閉会中の継続調査申出

（総務教民常任委員会）

日程第１７　閉会中の継続調査申出

（産業経済常任委員会）

日程第１８　閉会中の継続調査申出

（広報編集常任委員会）

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

---

**出席委員（１２名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 金　野　千　津　君 | ２番 | 荻　原　　　勝　君 |
| ３番 | 佐々木　初　雄　君 | ４番 | 佐々木　信　一　君 |
| ５番 | 瀧　本　正　德　君 | ６番 | 村　上　　　薫　君 |
| ７番 | 阿　部　祐　一　君 | ８番 | 林　﨑　幸　正　君 |
| ９番 | 菊　池　　　孝　君 | １０番 | 高　橋　　　靖　君 |
| １１番 | 水　野　正　勝　君 | １２番 | 佐々木　春　一　君 |

**欠席委員（なし）**

---

**地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　　　長 | 神　田　謙　一　君 | 教　育　長 | 松　高　正　俊　君 |

……………………………………………………………………………………………

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 小向正悟君 | 総務課長兼選挙管理委員会書記長 | 横澤広幸君 |
| 住民税務課長兼会計管理者 | 鈴木絹子君 | 企画財政課長 | 高萩政之君 |
| 保健福祉課長兼地域包括支援センター長 | 千葉英彦君 | 建設課長 | 佐々木淳一君 |
| 農政商工課長兼農業委員会事務局長 | 菊田賢一君 | 林政課長 | 佐々木暁文君 |
| 教育次長 | 多田裕一君 | | |

**事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 菅野享一 | 係長 | 荻野映理 |

---

開議　午前１０時００分

**◎開議の宣告**

**○議長（佐々木春一君）**　ただいまの出席議員は１２人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

**◎諸般の報告**

**○議長（佐々木春一君）**　これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

**○議長（佐々木春一君）**　これで、諸般の報告を終わります。

---

**◎日程第１　報告第１号**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１、報告第１号　住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

**○議長（佐々木春一君）**　教育次長、多田裕一君。

**○教育次長（多田裕一君）**　報告第１号の説明を申し上げます。

報告第１号　住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について説明を申し上げます。

今回の報告は、児童福祉法が改正されたことに伴い、同法を引用する住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正を地方自治法第１８０条第１項及び町長の専決処分事項の規定に基づき専決処分したものであります。

１ページをお開きください。

第１２条第１項の改正は、被措置児童虐待等に当たる行為を定めている児童福祉法第３３

条の１２第２項及び第３項が新設されたことに伴い、従来の同条の規定を引用する際に、第３３条の１０第１項と表記する必要があることから行うものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

６番、村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　最近他の自治体では教職員による不適切行為が報道されておるわけですけども、この第３３条の１０第１項の各号というのはどういう行為というのが定められているのかお伺いいたします。

**○議長（佐々木春一君）**　教育次長。

**○教育次長（多田裕一君）**　お答えいたします。

第１項には、被措置児童等の身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴行を加えること。

第２項には、被措置児童等にわいせつ行為をすることまたは被措置児童をしてわいせつ行為をさせること。

第３項は、被措置児童等の心身の正常な発達を妨げること。

第４項は、被措置児童等に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の心理的外傷を与えることとなっております。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　身体的あるいは性的、ネグレクト的なもの、心理的虐待というふうに理解をいたしましたが、そこで、施設職員には虐待の通報義務が定められておるわけですけれども、その対象施設というのは本町の場合はどういう施設になるのかお伺いいたします。

**○議長（佐々木春一君）**　教育次長。

**○教育次長（多田裕一君）**　放課後子ども教室であります。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　これで質疑を終わります。

これで、報告第１号　住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてを終わります。

---

◎日程第２～日程第５　議案第１号～議案第４

**○議長（佐々木春一君）**　日程第２、議案第１号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第３、議案第２号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第４、議案第３号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第５、議案第４号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

**○総務課長（横澤広幸君）**　議案第１号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第２号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第３号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第４号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明いたします。

一般職の職員につきましては、公務員として、労働基本権制約の代償措置で給与勧告制度が設けられており、本町においても、これまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところであります。

岩手県人事委員会は、令和７年１０月１７日に令和７年度の勧告を行ったところであり、岩手県では、県議会１２月定例会において関係条例の上程を行うことから、本町としても、県に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

一般職の職員の主な改正内容は、期末手当及び勤勉手当の支給月額をそれぞれ０．０２５月引き上げ、また、給料表全体及び日直手当の額を引き上げようとするものであります。

特別職につきましては、県の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。特別職の改正内容は、期末手当の支給月数を０．０５月引き上げようとするものであります。

会計年度任用職員につきましては、今般の一般職の職員の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。会計年度任用職員の主な改正内容は、一般職の職員の例に準じ、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ０．０２５月引き上げようとするものでありま

す。

議会の議員につきましては、諸般の社会情勢に鑑み、特別職の例を参考として、条例の一部を改正しようとするものであります。議会の議員の改正内容は、期末手当の支給月数を０．０５月引き上げようとするものであります。

それでは、各議案書により御説明いたします。

初めに、議案第１号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

１ページ、改正前後の対照表、表１をごらんください。

第１４条第１項は、日直勤務１回当たりの日直手当の額を４，４００円から４，７００円に引き上げようとするものであります。

第２０条第２項及び第３項は、令和７年１２月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数について、一般職は１００分の１１５から１００分の１２７．５に、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の７０から１００分の７２．５にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第２１条第２項は、令和７年１２月期の勤勉手当の支給月数の改正で、勤勉手当の支給月数について、一般職は１００分の１０５から１００分の１０７．５に、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の５０から１００分の５２．５にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、２ページから２４ページまでごらん願います。

別表第１、行政職給料表、別表第２、医療職給料表について、給料月額を県に準じて増額改定しようとするものであります。

２４ページ、改正前後の対照表、第２をごらん願います。

第２０条第２項及び第３項は、令和８年度以降に適用する改正で、令和８年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、一般職員は１００分の１２７．５から１００分の１２６．２５に、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の７２．５から１００分の７１．２５にしようとするものであります。

２４ページから２５ページをごらん願います。

第２１条第２項は、令和８年度以降に適用する改正で、令和８年度以降の勤勉手当の支給月数を平準化するため、一般職は１００分の１０７．５から１００分の１０６．２５に、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の５２．５から１００分の５１．２５にしようとする

ものであります。

次に、附則であります。

第１項は、施行期日を公布の日とし、第２の規定は令和８年４月１日から施行しようとするものであります。

第２項は、適用する日を定めるものであります。

第３項は、令和７年４月１日の前日の異動者の号給の調整を定めるものであります。

第４項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとすることを定めるものであります。

第５項は、規則への委任であります。

次に、議案第２号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正前後の対照表、表１をごらん願います。

第３条第２項は、令和７年１２月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を１００分の１７２．５から１００分の１７７．５に引き上げようとするものであります。

同じく表２をごらん願います。

第３条第２項は、令和８年度以降に適用する改正で、令和８年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、１００分の１７７．５から１００分の１７５にしようとするものであります。

次に、附則でございます。

第１項は、施行期日を公布の日とし、表２の規定は、令和８年４月１日から施行するものであります。

第２項は、表１を令和７年１２月１日より適用するものであります。

第３項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとみなすことを定めるものであります。

次に、議案第３号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

１ページ、改正前後の対照表、表１をごらん願います。

第１５条第２項は、令和７年１２月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を１００分の１２５から１００分の１２７．５に引き上げようとするものであります。

第１７条の２第２項は、令和７年１２月期の勤勉手当の支給月数の改正で、勤勉手当の支

給月数を１００分の１０５から１００分の１０７．５に引き上げようとするものであります。

同じく、表２をごらん願います。

第１５条第２項は、令和８年度以降に適用する改正で、令和８年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、１００分の１２７．５から１００分の１２６．２５にしようとするものであります。

第１７条の２第２項は、令和８年度以降に適用する改正で、令和８年度以降の勤勉手当の支給月数を平準化するため、１００分の１０７．５から１００分の１０６．２５にしようとするものであります。

２ページをごらん願います。

附則でございます。

第１項は、施行期日を公布の日とし、表２の規定は、令和８年４月１日から施行するものであります。

第２項は、表１を令和７年１２月１日より適用するものであります。

第３項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとみなすことを定めるものであります。

最後に、議案第４号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

１ページ、改正前後の対照表、表１をごらん願います。

第５条第２項は、令和７年１２月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を１００分の１７２．５から１００分の１７７．５に引き上げようとするものであります。

同じく、表２をごらん願います。

第５条第２項は、令和８年度以降に適用する改正で、令和８年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、１００分の１７７．５から１００分の１７５にしようとするものであります。

次に、附則でございます。

第１項は、施行期日を公布の日とし、表２の規定は、令和８年４月１日から施行しようとするものであります。

第２項は、表１を令和７年１２月１日より適用するものであります。

第３項は、改正前の条例規定に基づいて支給した期末手当を改正後の期末手当の内払いとみなすことを定めるものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第１号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第１号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第２号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第３号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第３号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第４号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第４号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第６　議案第５号**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第６、議案第５号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

**○企画財政課長（高萩政之君）**　議案第５号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第５号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，８４４万８，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ５４億６，４４９万２，０００円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は８ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２歳入をごらんください。

１４款国庫支出金２，４３１万３，０００円の減は、社会資本整備総合交付金３，２０５万３，０００円の減が主なものであります。

１５款県支出金５６７万５，０００円の増は、地域農業計画実践支援事業費補助金３１０万３，０００円の計上が主なものであります。

１８款繰入金１，８０３万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

２０款諸収入１２５万６，０００円の増は、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金の計上によるものであります。

２１款町債２，７８０万円の増は、町道改良等２，２６０万円の増が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

３ページをお開き願います。なお、詳細は１０ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３歳出をごらんください。

１款議会費１，０００円の増は、議員期末手当１３万９，０００円の増が主なものであります。

２款総務費８５８万６，０００円の減は、地域力創造アドバイザー報償費の減が主なものであります。

３款民生費１，５６５万円の増は、物価高対応子育て応援手当８３０万円の計上が主なものであります。

４款衛生費３９７万６，０００円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

６款農林業費６４５万９，０００円の増は、地域農業計画実践支援事業費補助金４６５万５，０００円の計上が主なものであります。

７款商工費１００万円の増は、修繕料４０万２，０００円の増が主なものであります。

８款土木費１８８万５，０００円の増は、赤畑地区急傾斜地崩壊対策事業費等負担金１，３００万円の計上が主なものであります。

１０款教育費８０６万３，０００円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

次に、地方債の補正を、第２表により御説明いたします。

５ページをお開き願います。

今回の補正は、次の事業の変更であります。町道改良等事業を２，２６０万円増額し、１億９１０万円に、橋梁補修事業を５２０万円増額し、２，１００万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

２番、荻原　勝君。

**○２番（荻原　勝君）**　１０ページ、２款総務費の６目企画費の中の地域力創造アドバイザー

報償費５４０万３，０００円の減について１点目伺います。丸々アドバイザー１名分の減額だと思いますが、調整運営に影響はないのか伺いたいと思います。

それからその一番下、空き家実態調査委託料１０４万５，０００円の減について２点目を伺います。減額理由と、今年度実施の空き家調査の進捗に支障がないのかどうか伺いたいと思います。

それから３点目は１７ページ、１０款教育費の中の一番下から２番目、有住小学校高圧売電用電力量計器更新負担金１８万円について伺いたいと思います。これ伺いますと、太陽光の施設というようなことのようですが、具体的にはどのような施設なのか。それから、世田米小学校のほうこれについてはどうなのか、以上、１回目の質問を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　答弁を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（高萩政之君）**　私からは、１点目の地域力創造アドバイザーの件についてお答えいたします。

当初予算に計上した時点では、同じく当初予算に計上いたしました町内の企業の経営上の課題に対し支援を行っていただく地域活性化企業人３名を予定しておりましたが、この方々の選定と、それから着任後の企業人の方々のコーディネートをお願いするという目途で地域力創造アドバイザーの報償費を計上したところでございます。当初予定しておりました方との交渉等、アドバイザーをお願いするに当たっての選定に難航いたしまして、今回、報償費を減額することといたしました。

といいますのも、この地域活性化企業人につきましては、本年度から国のほうでマッチングプラットフォームというのができておりまして、このアドバイザーの方を頼らなくても自力で探せるというような手段もできましたことから、活性化企業人につきましては直営で選定をいたしまして、その後のフォローも実施していきたいという考えから、今回、地域力創造アドバイザーの方の報償費は減額をいたしました。

町政への影響ということですけれども、そのように直営でやってまいりたいという考えでございますので、特段影響はないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　住民税務課長、鈴木絹子さん。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　私のほうからは、２点目、空き家の実態調査委託料についてお答えいたします。

減額理由でございますけれども、現在、空き家調査委託２月までの委託期間となっておりますが、当初見込んでいた委託料よりも安価に発注できたため、これ以上の増額は見込まないということで減額いたしたものでございます。

また、減額したことによる進捗への影響でございますけれども、進捗へは影響ございません。

以上になります。

**〇議長（佐々木春一君）**　教育次長。

**〇教育次長（多田裕一君）**　有住小学校高圧売電用電力量計器の更新負担金につきましてお答えいたします。

有住小学校につけております太陽光の発電設備につきましては、発電して、それから東北電力さんから買ってくる電気と合わせまして、学校で自家消費いたします。それで、余剰電力について、また、東北電力に売電しているという形になっております。

世田米町小学校についてですけれども、世田米小学校も同様の形式になっております。世田米小学校さんにつきましても、その時期を見て更新が必要になってくるという状況でございます。

以上です。

**〇議長（佐々木春一君）**　荻原　勝君。

**〇２番（荻原　勝君）**　それでは１点目から伺いたいと思います。マッチングプラットフォーム等があるのでというようなお話もありましたが、町としてアドバイザーとか協力隊とかそういうものの採用というか、活用というか、そういうものがあまり進まないような印象も受けるのですが、何かリクエストの仕方とか、リクルートの仕方とか、そういうものをこれから工夫していく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**〇議長（佐々木春一君）**　企画財政課長。

**〇企画財政課長（高萩政之君）**　このアドバイザーに限らず、全般的な人のリクルートといいますかそういったところの工夫という御質問でございますが、確かに相手があってのことですので、一般的な募集の仕方ですとか、それに応じて応募してきた方々との交渉力といいますか、そういうところはその能力が高いのか低いのかというところの評価はいたしてないところですけれども、やはり実態としてはそういったところの人の選定でちょっと難航しているという状況があるのは確かな事実であるというふうに認識はしております。

工夫というところですけれども、地域おこし協力隊ですと採用募集に当たって中間支援を

していただける民間企業さん等もございますし、そういったところを活用しながらの工夫ということはできるかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

**〇議長（佐々木春一君）**　荻原　勝君。

**〇２番（荻原　勝君）**　協力隊にしろ、今度できたマッチングプラットフォームにしろ、それから地域力創造アドバイザーにしろ、リクルートというか、リクエストの仕方というか、何か分野を絞って、こういう課題があるからこうしてくださいとかそういうふうにするのか、それとも、もう課題自体を探してアドバイスしてくださいというような感じにするのか、その辺について発信する側としてもう少し工夫していく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

**〇議長（佐々木春一君）**　企画財政課長。

**〇企画財政課長（高萩政之君）**　今、荻原議員からは、リクエストとリクルートというお言葉いただきましたが、主にリクエストのほうの御質問かというふうに捉えさせていただきました。確かに分野を絞ってやるのか、それとも、その方々の自由な発想で何か提案を求めるのかといったリクエストの仕方、手法は様々あろうかと思います。アドバイザーにせよ協力隊にせよ、ほかの分野でもそうなのかもしれませんけれども、単に働いてくれる方を、お給料払いますから働きませんかという募集の仕方ではなくて、やはり我々行政の分野で求める人材というのは、ある程度この町がやろうとしている方向性に対して共感していただけるというところが重要なのではないかなというふうに考えております。

ですので、募集の仕方にしても、やはりある程度こういうことをやってもらいたいんだというような提案に対して共感していただける方に応募していただくというのが、着任後といいますか、実際活動される際にもスムーズに進むのかなというふうに考えておりますが、ただ、その考えだけにとらわれず幅広に、募集の際にはいろんな可能性を視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**〇議長（佐々木春一君）**　荻原　勝君。

**〇２番（荻原　勝君）**　それでは２点目について、空き家実態調査についてですけども、先ほど調査の進捗に支障はないということですが、では、空き家実態調査具体的にはどのような感じで進んでいるのか、また、まとめの予定について伺いたいと思います。

**〇議長（佐々木春一君）**　住民税務課長。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　空き家実態調査でございますが、現地調査をいたしまして、現在現地調査は終了しているものでございます。また、今現在は成果品の作成に取り組んでいるところでございます。

まとめでございますけれども、成果品といたしましてはエクセルデータでのデータベースと、あと、空き家の１棟１棟のカルテというような空き家の状態が分かるものを成果品として主には提出していただくと、報告してもらうということにしてございます。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　荻原　勝君。

**○２番（荻原　勝君）**　今、いつまでにというのがあれだったので、今年度中というような感じなんでしょうか。

**○議長（佐々木春一君）**　住民税務課長。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　委託期間は２月末までとなっておりますので、それまでに成果品ができるものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　荻原　勝君。

**○２番（荻原　勝君）**　それでは３点目について、太陽光の設備だということなんですけども、これどのような目的でそういうふうなものが設置されているのかについてもう少し具体的に、例えば災害対応ですとかいろいろあると思うんですが、その辺について伺いたいと思います。

**○議長（佐々木春一君）**　教育次長。

**○教育次長（多田裕一君）**　小学校への太陽光発電の導入に関しましては、環境教育の教材としての活用や、環境負荷軽減への効果が期待されるということで導入したものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　荻原　勝君。

**○２番（荻原　勝君）**　最後に、更新するというのが１８万円なので、そんなに高額でということでもないんですが、考えてみますと、それじゃあ年に幾らぐらい売電して、それで何年ぐらいで設備更新をするのかというようなランニングコスト的なことについてちょっと確認しておきたいなと思います。

**○議長（佐々木春一君）**　教育次長。

**○教育次長（多田裕一君）**　売電の価格につきましては、令和６年度におきまして、有住小学校ですと２万９３４円となっております。これ単純に比較いたしますと売電が２万円で、今

回の設備更新が１８万円ということでございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり太陽光の発電した電気の一部は自家消費にも使っております。有住小学校のほうで使っております。昨今、エアコンですとか、それから小学生児童のパソコンによりまして電気料そのものが、使用する電力量増えております。その一部をこの太陽光で賄っているという形になっております。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　そのほかありませんか。

５番、瀧本正徳君。

**○５番（瀧本正徳君）**　それでは、当初予算にはなかった新たな分の確認のための質疑をさせていただきたいと思います。

１５ページです。上のほうの農業総務費の中の備品購入費、それからその下の農業振興費の中の１８の負担金補助金の中の地域農業計画実践支援事業補助金の新たな事業、それからページをめくっていただきまして、１６ページの１目の１８節の赤畑地区の急傾斜地崩壊対策事業費等負担金の部分についての、なぜ補正というような形になったのかということ、それぞれの事業等の目的、内容、それから進み具合等を伺いたいと思います。

**○議長（佐々木春一君）**　農政商工課長、菊田賢一君。

**○農政商工課長（菊田賢一君）**　私からは、１点目と２点目についてお答えをいたします。

まず、１点目の農業総務費の備品購入費でございますが、これは道の駅・種山ヶ原ぽらんの食堂部門の備品を老朽化によって使えなくなったものですから、更新しようとするものでございます。

続けて、２点目の林業振興費の地域農業計画実践支援事業費補助金でございますが、これは県単独の補助事業でございまして、地域計画に位置づけられた担い手の規模拡大や、地域資源を活用し多角化に取り組む地域農業を牽引するリーディング経営体の育成を支援するというふうな事業でございまして、町内におきまして畜産農家さんが機械購入に手を挙げたことから、今回計上したものでございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木春一君）**　建設課長、佐々木淳一君。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　私のほうからは、３点目の赤畑地区の急傾斜地対策事業費等負担金の補正についてお答えさせていただきます。

この赤畑地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、令和５年度から行っているもので

ございます。地域の民家及び国道を保全するために急傾斜地のところに柵を整備するということで取組が行われているものでございます。こちらのほうにつきましては、県が実施主体となりまして事業を行っておるところでございます。県の考え方といたしまして、財源を国のほうから補助金等でいただく部分があるわけなんですが、それを当初予算には計上せず、国の補正予算によりまして財源を確保するということで、昨年度、令和６年度につきましても補正予算のほうで町の負担金は５００万円ほど負担金を拠出いたしまして、今年度に事業自体は繰越しして実施を今しているところでございます。

現在の進行状況といたしましては、防護網を２か所と、それから防護柵を２０メートルほど設置しているものでございます。

今回の補正につきましては、全体事業費は１億３，０００万円となっておりまして、その１０分の１を町が負担金という形で１，３００万円を負担することとしてございます。こちらにつきましても、事業自体は繰越事業という形で令和８年度に実施される見込みとなってございますが、この事業量といたしましては、土砂防護柵を５０メートルほど設置するということになっております。

なお、事業につきましては、全体で防護柵は予定数量になりますが３２４メートルほど張る見込みとなっておりまして、事業は令和１０年度に終了する見込みとなっているものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　瀧本正徳君。

**○５番（瀧本正徳君）**　質疑ですので、内容については分かりましたが、ぽらん等々全体的な部分で現段階ではこれ以上のものは見ていないということでいいんでしょうかね、改修については。

**○議長（佐々木春一君）**　農政商工課長。

**○農政商工課長（菊田賢一君）**　ぽらんの施設は建ててからもう２０数年が経過しております。今回の備品についてもだましだまし使ってきた部分がございますが、それぞれ老朽化が顕著に目立ってきているかなとは認識はしておりますが、今現在で支障があるのはここの部分だけというふうなところになっています。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　瀧本正徳君。

**○５番（瀧本正徳君）**　了解です。

２点目、３点目については、状況については分かりました。

**○議長（佐々木春一君）**　そのほかありませんか。

７番、阿部祐一君。

**○７番（阿部祐一君）**　２点お伺いいたします。

最初に１２ページ、３款１項１目１８節の負担金補助金及び交付金、この中で生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金の事業がありますが、町長の答弁では福祉灯油ということがありましたが、その内容についてお伺いいたします。どのくらいの交付額になるのかお伺いいたします。

同じく、１３ページの下のほうです。３款２項２目１９節児童措置費の中の扶助費、児童手当、これにつきましても住民税非課税世帯になるのかなと思いますが、どういった支給対象を、どのくらいの人数になっているのかその辺をお伺いいたします。

**○議長（佐々木春一君）**　保健福祉課長、千葉英彦君。

**○保健福祉課長（千葉英彦君）**　ただいま御質問の生活困窮者原油価格・物価高騰等対策特別給付金について御説明いたします。

この部分については一般質問でもございましたが、福祉灯油に当たる部分でございます。内容につきましては、住民税非課税世帯の高齢世帯の方、障害者世帯、独り親世帯、生活保護世帯に対して給付するもので、１世帯当たり７，０００円の給付、トータル５００世帯を見込んでいるものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　住民税務課長、鈴木絹子さん。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　私のほうからは２点目、児童措置費の物価高対応子育て応援手当についてお答えいたします。

これにつきましては国の制度によるものですが、現在、児童手当を受給している高校生までの児童を対象に２万円交付するというもので、対象数は４１５人を想定しているものです。

以上になります。

**○議長（佐々木春一君）**　そのほかありませんか。

６番、村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　３点お伺いいたします。

１０ページの、２番議員のほうからも質問がありましたが、地域創造アドバイザーについて、まず１点目お伺いいたします。

地域力創造アドバイザーは、国のほうから１０分の１０ということで多分補助金が出てくるかなというふうに理解はしておったんですが、そうであれば大いにこの補助金といいますか、それを活用していくというのがまず基本的な考えなのじゃないかなというふうに考えておりますが、まず選定に難航をしたと、あるいはマッチングのプラットフォームを利用するということで今回は取り下げたということのようですが、そういう補助金の使い方といいますか、そういうことについての考えをもう少し聞いておきたいと思います。

２点目は、その下のほうのやはり空き家実態調査についてですが、成果品が来年の２月頃までに出されるということでございますが、まず、実態が分かった上で、その後どのような空き家対策を行っていくのかお伺いをいたします。

それから３点目ですが、７番議員も先ほど質問いたしましたが、物価高対応子育て応援手当についてですけれども、児童手当というものとはまた違ったものということで、別のルートでの手当だと思いますが、まず、中身的にもう少し詳しく、支給方法であるとか、いつ頃支給になるのか、その辺の予定をしているのかも教えていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（佐々木春一君）**　企画財政課長。

**○企画財政課長（高萩政之君）**　私からは、１点目の地域力創造アドバイザーの件に関してお答えいたします。

こちらのアドバイザーの招聘に係る経費につきましては、補助金ではなくて特別交付税で措置をされるものでございます。初年度は５６０万円を上限に措置をされるものですが、補助金と同様こういった交付税措置のあるものについても、町といたしましては積極的に活用して様々な事業を行っているところではございますので、私といたしましても積極的にこの制度を使いたいという考えは当然持ち合わせているところではございますが、何せ人相手のものでございまして、交渉といいますか選定をちょっと難航してしまったというところがございまして、ちょっと準備段階での準備不足というところが否めなかったかなと考えております。

年度末ぎりぎりに頼んでしまっても恐らく初年度の５６０万円という上限は変わらないと思いますので、係る経費がそれほどかからないのに上限マックス使えないと、これはあまりいい使い方ではないと思いますので、今後このアドバイザーの活用をするかどうかといったところ、まだ検討段階ではございますけれども、きちんと上限額をフルに活用できるような準備からきちんとを進めなければいけないなというところで今考えているところでございま

す。

以上です。

**〇議長（佐々木春一君）**　副町長、小向正悟君。

**〇副町長（小向正悟君）**　今、担当課長のほうから、特交を使えず残念ながら今回補正で落とすという話がございました。このアドバイザーにつきましては、様々これまでも活用してきて、その成果という部分を検証しつつというような作業を前提に進めてきたところなんですけれども、いずれ年度に入ってからそういう作業を始めて、結局本当にやりたいことは何なので、そのためにはどういう人材が必要なのでというようなことを詰めていったのがまた秋口ぐらいになってという形で、ただ、その後なかなか人材が集められないというような形になったということで、大変反省しているところでございます。

そういった意味で、この制度自体は恐らく来年度も続くのではないかなと思っておりますので、来年度に向けてはもう今年度中から準備をするというようなつもりで、様々な課題が何なのか、あるいは全体を見てもらってアドバイスをいただけるようなものなのか等も含めて、その年度に入ってからやるのではなく、前年度からきちっと準備をして、もう年度に入ったらもうすぐ採用してやるというような形も想定しながら、きちっと準備をしたいとそのように考えてございます。

**〇議長（佐々木春一君）**　住民税務課長。

**〇住民税務課長（鈴木絹子君）**　私のほうからは、２点目、３点目についてお答えさせていただきます。

初めに、２点目の空き家調査についてでございますが、空き家調査につきましては、成果品ができましたらば来年度に意向調査を実施したいと考えております。その意向調査によりまして、今後の施策に反映させていこうとするものでございます。

また、３点目でございますけれども、３点目の物価高対応子育て応援手当でございますけれども、町から支給している児童手当の対象者につきましてはプッシュ型で支給するもので、また、公務員等につきましては確認作業が必要になりますので、確認出来しだいということになりますので、２段階にわたると考えております。なるべく準備出来しだいということで支給時期については考えておりますので、町で把握しているものにつきましては１２月後半から１月初旬、公務員等につきましては、同時に作業は進行していこうとするものでございますが、１月後半あたりになるかなとそのようなスケジュール感でいるものでございます。

以上になります。

**○議長（佐々木春一君）**　村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　１点目の地域力創造アドバイザーにつきまして、副町長のほうからも答弁いただきましてありがとうございます。いずれ、せっかくのいい制度のようでございますので、フルに活用していただきたいと思いますし、私的には、町の弱みといいますか今後やっていかなきゃならない部分は、例えばブランドの戦略、あるいは新たな森林・林業日本一のまちづくり、それから脱炭素地域づくりと、住田町でも既に実践をしているんですが、それがまとまってないというところもあるかと思いますので、ぜひこのアドバイザーを年度当初からスタートということで採用していただいて、やっていただければありがたいなというふうに思っております。これは私の要望といいますか希望でございます。何か感じるところがありましたらばお答えをお願いいたします。

**○議長（佐々木春一君）**　副町長。

**○副町長（小向正悟君）**　先ほど申し上げましたとおり、やはりそういったアドバイザーというのは貴重な存在であるというふうに思いますので、今回検討が至らずこういう形になってしまったという部分を十分反省いたしまして、もう今から来年度の部分については課題を整理して、もう来年４月１日に採用するぐらいの気持ちで詰めていきたいというふうに考えておりますし、今、村上議員から様々御指摘いただいたような部分は、その検討の際の参考にさせていただきたいとそのように考えております。ありがとうございます。

**○議長（佐々木春一君）**　村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　ありがとうございます。いずれその方向でよろしくお願いいたします。

　次の、２点目の空き家の実態調査ということで、来年の２月に成果品、データであるとか１棟ごとのカルテ、恐らく写真とかそういうものも含めてかと思いますが、令和８年度、来年度は意向調査をして、そういう調査の下で施策に反映をしていくというふうな答弁でございました。

　私、１つ、住民と議員との懇談会の中でも出ているんですけども、放任果樹もそうですが、空き家についても熊がすみかにしてるとかそういうのがありまして。それは民家に近いようなところの空き家ということになるんですが、その辺のところも調査の中から把握をしていただいて、どのようにしていったらいいのか考えていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（佐々木春一君）**　住民税務課長。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　空き家実態調査の中で把握できるものについては把握できて

いるかと思っているところでございます。その把握したものにつきまして所有者のほうに意向調査をするものでございますので、意向調査の中で所有者の希望を踏まえながら検討していきたいと思っております。

以上になります。

**○議長（佐々木春一君）**　村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　分かりました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

最後に３点目の物価高の対応子育て応援手当についてですけれども、今回、子育て世帯を応援をしたいということで、１回限りのようでございますが、１人一律２万円と、１８歳までということで、支給時期が先ほどの課長の答弁では１２月後半から始まるものもあると、１月後半から始まるものもあるということでございます。子育て世帯の方々は入園とか入学、進学とかいろいろお金がかかる時期でもございますので、こういうふうに早めに支給していただけるということで、私も了解をいたしました。よろしくお願いいたします。

これで終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから、議案第５号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

議案第５号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第５号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第６号

**○議長（佐々木春一君）**　日程第７、議案第６号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　議案第６号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２２万７，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ７億５，０３９万９，０００円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は６ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２歳入をごらんください。

１款国民健康保険税１０万円の減は、医療給付費分現年課税分５万円の減が主なものであります。３款県支出金２２万７，０００円の増は、県繰入金（２号分）の増によるものであります。

５款繰入金１０万円の増は、産前産後期間保険料繰入金の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

３ページをお開き願います。なお、詳細は７ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３歳出をごらんください。

１款総務費２２万７，０００円の増は、職員人件費の増によるものであります。

３款国民健康保険事業費納付金１，３５９万１，０００円の減は、一般被保険者医療給付費分納付金の減によるものであります。

８款諸支出金１，３５９万１，０００円の増は、令和６年度普通交付金返還金の計上によるものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第６号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第６号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第６号　令和７年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１１分

**○議長（佐々木春一君）**　再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**◎日程第８　議案第７号**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第８、議案第７号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

**○保健福祉課長（千葉英彦君）**　議案第７号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

初めに、保健事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７２万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億２，７６４万６，０００円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を４ページ、第１表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

４ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は８ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書２歳入をごらんください。

３款国庫支出金９８万９，０００円の増は、国庫補助金６６万５，０００円の増が主なものです。

４款支払基金交付金４３万８，０００円の増は、支払基金交付金の増によるものです。

５款県支出金２５万３，０００円の増は、県負担金２０万３，０００円の増が主なものです。

７款繰入金１０４万９，０００円の増は、一般会計繰入金６７万６，０００円の増が主なものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は１０ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書３歳出をごらんください。

１款総務費８４万円の増は、介護保険事務支援システム改修業務委託料８３万７，０００円の増が主なものです。

２款保険給付費１６２万４，０００円の増は、介護予防給付費の増によるものです。

５款地域支援事業２６万５，０００円の増は、職員人件費の増が主なものです。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２６１万４，０００円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を１６ページ、第１表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

１６ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は１８ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書２歳入をごらんください。

１款サービス収入３９万６，０００円の増は、介護予防サービス計画費収入の増によるものです。

次に歳出について御説明いたします。

詳細は１８ページ歳入歳出予算補正事項別明細書３歳出をごらんください。

１款サービス事業費３９万６，０００円の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増によるものです。

以上で説明を終わります。

**〇議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**〇議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**〇議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**〇議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第７号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第７号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**〇議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第７号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第９　議案第８号**

**〇議長（佐々木春一君）**　日程第９、議案第８号　令和７年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　議案第８号　令和７年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

１ページをごらんください。

第２条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額に２２５万３，０００円を増額しようとするものであります。

第３条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の既決予定額に７５万３，０００円を増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を３ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。３ページをごらんください。

収益的支出の補正は、１款１項１目原水費及び浄水費の修繕費を５０万円増額し、同じく、２目配水費及び給水費の修繕費を１００万円増額し、同じく、４目総係費の職員給与費を７５万３，０００円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第８号　令和７年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第８号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第８号　令和７年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１０　議案第９号**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１０、議案第９号　令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　議案第９号　令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

１ページをごらんください。

第２条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額に１１９万１，０００円を増額しようとするものであります。

第３条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の既決予定額に１１９万１，０００円を増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を３ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

３ページをごらんください。

収益的支出の補正は、１款１項３目総係費の職員給与費を１１９万１，０００円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第９号　令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第９号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第９号　令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第１１　議案第１０号**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１１、議案第１０号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

**○企画財政課長（高萩政之君）**　議案第１０号　財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

今回の財産取得の目的は、職員が利用する業務用パソコンのうち、令和２年度に購入し５年が経過したものを更新するため、購入しようとするものであります。

あわせて、自治体ＤＸの推進に併せ庁内のペーパーレス化を図るべく、今後、会議利用などにも展開できるようタブレット機能を有するものを調達することにより、業務用端末としての汎用性の向上を図ろうとするものであります。

取得する財産は、一般事務用である回転型マルチモード２ｉｎ１ノートパソコンＡが４０台、高い処理能力により地図情報などを扱うことができる回転型マルチモード２ｉｎ１ノートパソコンＢが１０台、液晶ディスプレー及びマウス付ワイヤレスキーボードがそれぞれ５０台、広報用デスクトップ型パソコンが１台であります。

取得予定価格は９９０万円で、取得の方法は買入れ、買入れの相手方は、岩手県盛岡市肴町８番２４号、株式会社平金商店、代表取締役　平野佳則氏であります。

なお、納入期限は、令和８年１月３０日であります。

以上、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

８番、林﨑幸正君。

**○８番（林﨑幸正君）**　この機種、入札ちゅうのは何者あったのか、それを聞きたいと思います。

**○議長（佐々木春一君）**　企画財政課長。

**○企画財政課長（高萩政之君）**　指名競争入札により執行しておりまして、県内のＯＡ機器パソコンを取り扱う事業者３１者に指名をしたところ、入札には５者が参加いたしました。

以上でございます。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第１０号　財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第１０号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第１０号　財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第１２　議案第１１号

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１２、議案１１号　住田町営住宅及び特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　議案第１１号、住田町営住宅及び特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての提案理由を御説明いたします。

町営住宅は、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅として、また、特定公共賃貸住宅等は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定により、所得が中位にある者で、自ら居住するための住宅を必要とする者の居住環境が良好な住宅などとして設置し、管理してまいりました。入居者へのサービス向上、民間経営ノウハウにより、経費の削減及び業務の効率化を図るため、指定管理者を指定し、施設の管理を行わせようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき行っております。公募の結果、３者から申請があり、指定管理者候補者選定委員会において、書類審査及び申請団体からの申請内容の説明などにより、施設の管理を適正かつ確実に実施する能力等について審議をし、選定された指定管理者候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、住田町営住宅及び特定公共賃貸住宅等。

指定管理者候補者は、岩手県気仙郡住田町世田米字火石３４番地３６、有限会社菊地組。

指定の期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

６番、村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　公営住宅の指定管理ということでお伺いをいたしますが、まず、今までかかっていた職員の経費に対して、今回の委託管理費というのがどのようなところだったのか、今回の指定管理に至ったメリットというのはどのようなところなのかお伺いをいたします。

**○議長（佐々木春一君）**　建設課長。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　今回、指定管理に出すメリットというところでございますけれども、現在、建設課の職員が２名体制で管理を行っております。もちろん２名が専属ということではございませんが、それ以外の業務を行っておりますが、２名が町営住宅担当ということで業務をしております。

そういった形で、住宅を建てて３０年以上たっているところもございますので、経年劣化による修繕が頻繁に起こるようになってきております。住宅入居者から都度都度御連絡をいただきまして、その都度職員が行って、対応をして、状況を把握して、修繕発注するという業務を行っておりますので、そういった業務を民間の方々にお願いをし、ノウハウを生かしていただきながらスムーズな対応を期待しようとするものであります。そういった部分で、委託をすることによって職員がほかの業務を行える部分も時間が取れるというところもあろうかと思います。

あとは、経費的な部分につきましても、今までも町営住宅の管理にかかっている部分、それから、今回積算をしました金額等々に対しまして、指定管理候補者のほうから提案のあった金額は下回ってございますので、そういった部分でも、先ほども提案理由でも御説明いたしましたが、経費の節減というものが図られているものというふうに捉えているものでございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木春一君）**　村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　そうしますと、指定管理料と今までかかっている経費というのはほぼほぼ同じぐらいということで、そのほかに職員の業務が今度は独立できるという部分があるというふうなことと捉えました。

そこで、指定管理の業務内容についてでございますけれども、入居者の退去業務であるとか、あるいは維持の修繕、保守点検ということが挙げられるかと思いますが、業者の選定、発注、検査、支払い、修繕のですね、こういうのは私的には自治体の専権事項だというふうに捉えておったわけですが、これは軽微な修繕ということで委託できる、管理のほうに含められるというふうな理解でよろしいのかどうか、お伺いをいたします。

**○議長（佐々木春一君）**　建設課長。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　指定管理者のほうで修繕の受付業者選定を行っていただく内容といたしましては、現段階でも職員が、先ほども説明いたしましたとおり、現場に赴いて、例えば建具の不具合ですとか、それからトイレ便器の不具合、それから簡易的な漏水といい

ますか水道蛇口からの水漏れ等々、今、職員が行って、その場で原因を究明して、それで金額的に安価であるという判断の下に、即その専門業者のほうに連絡をして対応していただいているというような部分につきましてのみを指定管理者のほうにお願いをして、迅速な対応を求めるものでございますし、それ以上、現場を確認していただいて高額に修繕がかかるというような判断がなされるものにつきましては、町当局のほうと協議をさせていただいて、町の予算を補正なり、もしくはそういった形での契約発注というところに持っていくというふうに考えているもので分別しているものでございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木春一君）**　村上　薫君。

**○６番（村上　薫君）**　そうしますと、軽微な修繕ということのようですが、金額的にはそうすると１０万円以内とかそういうふうな形で捉えてよろしいのでしょうか。

**○議長（佐々木春一君）**　建設課長。

**○建設課長（佐々木淳一君）**　町のほうでも財務規則によって１０万円未満につきましては見積りを省略をして発注できるということになってございますので、詳細につきましては、本議案につきまして議決をいただいた後に基本協定書、それから業務仕様書のほうを指定管理者のほうと詳細を詰めていくことになりますけれども、現段階の想定では、議員おっしゃられるように１０万円程度未満というふうに考えているものでございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木春一君）**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第１１号　住田町営住宅及び特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第１１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第１１号　住田町営住宅及び特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第１３　議案第１２号

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１３、議案１２号　岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

**○住民税務課長（鈴木絹子君）**　議案第１２号　岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

本議案は、岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業を実施するに当たり、岩手沿岸南部広域環境組合構成市町の負担金の負担割合に関し、同組合規約の一部を変更することについての協議の議決を求めるものです。

それでは、２枚目をごらんください。別紙、変更前後の対照表により説明いたします。

別表、負担割合の欄に１号を加え、（５）号、建設改良費及び地方債の元利償還金均等割を１００分の１０、利用割を１００分の９０とし、利用割は平成２３年１０月から令和７年９月までに処理された一般廃棄物の量に令和７年１０月から令和８年３月までの岩手沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の計画値を加算した総計を基準にして定めようとする改正です。

附則です。

第１項は、施行期日を定めようとするもので、この規約は、令和８年４月１日から施行しようとするものです。

第２項は、経過措置を定めようとするもので、令和８年度以降の年度分の関係市町の負担割合について適用し、令和７年度までの関係市町の負担金の負担割合については、なお従前の例にしようとするものです。

以上、説明を終わります。

**○議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第１２号　岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第１２号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第１２号　岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時３８分

再開　午前１１時３９分

**○議長（佐々木春一君）**　再開します。

---

**◎日程第１４　議案第１３号**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１４、議案第１３号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

**〇議長（佐々木春一君）**　提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

**〇町長（神田謙一君）**　議案第１３号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて御説明申し上げます。

提案いたしましたのは、教育委員の任命でございます。大山敏一教育委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、大山氏の選任をお願いするものでございます。

大山氏につきましては、上有住字上家にお住まいになられ、現在６２歳でございます。岩手県立住田高等学校を御卒業後、東京の民間会社に就職され、現在でも在職中であります。民間企業ではアメリカに７年、中国に５年の勤務の経験があり、豊富な民間企業での経験と見識、国際感覚をお持ちでございます。お子様も有住小学校、有住中学校で学ばれ、保護者としての経験も豊富であるとともに、地域活動やスポーツ関連の行事にも積極的に御参加されております。令和４年１月からは住田町教育委員として教育行政全般にわたり御自身の豊富な経験を生かし、いろいろな御提言をいただいているところでございます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものと規定されており、大山氏はまさに適任であると考えております。本町教育行政に対し、引き続き、貴重な御提言をいただけるものと期待しているところでございますので、任命に当たり、議員各位の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案とさせていただきます。

**〇議長（佐々木春一君）**　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

**〇議長（佐々木春一君）**　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**〇議長（佐々木春一君）**　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**〇議長（佐々木春一君）**　討論なしと認めます。

これから議案第１３号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決

します。

議案第１３号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

**○議長（佐々木春一君）**　起立多数であります。

したがって、議案第１３号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

**◎日程第１５　議員派遣の件**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１５、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２０条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（佐々木春一君）**　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（佐々木春一君）**　異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

---

**◎日程第１６　閉会中の継続調査申出**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１６、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務教民常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（佐々木春一君）**　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**◎日程第１７　閉会中の継続調査申出**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１７、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

産業経済常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（佐々木春一君）**　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**◎日程第１８　閉会中の継続調査申出**

**○議長（佐々木春一君）**　日程第１８、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

広報編集常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（佐々木春一君）**　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**◎閉会の宣告**

**○議長（佐々木春一君）**　これで本日の日程は全部終了しました。

第１３回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午前１１時４８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　　　長

署　名　議　員

署　名　議　員